

2024年3月14日

株主各位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号  
株式会社ノリタケカンパニーリミテド  
代表取締役社長 加藤 博

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2023年11月7日（火）開催の取締役会において、2024年4月1日（月）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2024年3月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年3月29日（金））と定めましてので公告いたします。

以上

### お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2024年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）